

議第176号から議第199号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年5月16日提出

京都市長 門川大作

議案番号	損害賠償額	事故の概要	
		被害者	損害の程度
176	円 3,136,460		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
177	2,824,364		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
178	1,936,700		車両等の損傷
179	1,679,706		建物の床下、家財等及び車両等の損傷等
180	1,654,150		車両等の損傷
181	1,587,923		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等

182	1,324,800		車両等の損傷
183	1,288,166		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等
184	1,171,932		家財等及び車両等 の損傷等
185	1,151,185		建物の1階及び外 構, 家財等並びに車 両等の損傷等
186	1,129,845		車両等の損傷等
187	1,063,958		車両等の損傷
188	1,056,290		車両等の損傷
189	865,950		車両等の損傷
190	829,049		家財等の損傷等

191	779,500		車両等の損傷
192	777,430		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等
193	727,274		家財等及び車両等 の損傷等
194	683,584		建物の1階及び外 構の損傷
195	668,394		建物の1階及び外 構の損傷
196	593,386		車両等の損傷
197	558,800		車両等の損傷
198	538,450		車両等の損傷
199	537,407		建物の床下, 家財等 及び車両等の損傷 等

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。